

※すべての高圧ガスの取引の際、MSDSを渡さなければならない根拠※

高圧ガス販売において、化学物質安全性データシートを交付しなければならない根拠の指針です。

化学物質の安全性に係る情報提供に関する指針

告示：1993/03/26（平成五年三月二十六日）（厚生省／通商産業省／告示第一号）

（化学物質を譲渡又は提供する取扱事業者が講ずる措置）

第三条 化学物質の製造の事業を営む者、業として化学物質を使用する者その他の業として化学物質を取扱う者（以下「取扱事業者」という。）は、別表上欄に掲げる危険性又は有害性を有する物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる化学物質（以下「危険有害化学物質」という。）を取扱事業者に対して譲渡又は提供するときは、その相手方に当該危険有害化学物質に係る次の事項を記載した文書（以下「化学物質安全性データシート」という。）を交付するものとする。ただし、同一の取扱事業者に対し、既に譲渡又は提供した危険有害化学物質に係る化学物質安全性データシートを交付している場合において、当該危険有害化学物質を譲渡又は提供するときはこの限りでない。

一 譲渡又は提供する者の氏名及び住所（法人にあつては名称及び所在地）

二 製品の名称及び危険有害化学物質の名称その他の危険有害化学物質の識別に関する事項

三 危険性又は有害性の種類

四 救急時の処置

五 火災時の処置

六 漏出時の処置

七 取扱い及び保管上の注意

八 暴露を防止するための措置

九 物理的性質及び化学的性質

十 危険性に関する事項

十一 有害性に関する事項

十二 生態影響に関する事項

十三 廃棄上の注意

十四 輸送上の注意

十五 適用法令

2 危険有害化学物質を譲渡又は提供する取扱事業者は、前項の規定による化学物質安全性データシートの交付に代えて、第五項で定めるところにより、その相手方の承諾を得て、前項に規定する事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該危険有害化学物質を譲渡又は提供する取扱事業者は、当該化学物質安全性データシートを交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 危険有害化学物質を譲渡又は提供する取扱事業者の使用に係る電子計算機とその相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 危険有害化学物質を譲渡又は提供する取扱事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する事項を電気通信回線を通じてその相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、危険有害化学物質を譲渡又は提供する取扱事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに化学物質安全性データシートに記載すべき事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、その相手方がファイルへの記録を出力することによる化学物質安全性データシートを作成することができるものでなければならない。

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、危険有害化学物質を譲渡又は提供する取扱事業者の使用に係る電子計算機と、その相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 危険有害化学物質を譲渡又は提供する取扱事業者は、第二項の規定により第一項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該相手方に対し、次に掲げるその用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項に規定する方法のうち危険有害化学物質を譲渡又は提供する取扱事業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た危険有害化学物質を譲渡又は提供する取扱事業者は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、第一項に規定する事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

7 危険有害化学物質を譲渡又は提供した取扱事業者は、既に交付した化学物質安全性データシートの記載内容を変更する必要がある場合には、直ちにその変更を行い、譲渡又は提供された取扱事業者に改めて交付するものとする。

8 第二項から第六項までの規定は、前項に規定す

る記載内容の変更について準用する。この場合において、「危険有害化学物質を譲渡又は提供する取扱事業者」とあるのは、「危険有害化学物質を譲渡又は提供した取扱事業者」と読み替えるものとする。

第四条 危険有害化学物質を容器に入れ又は包装して譲渡又は提供する取扱事業者は、当該容器又は包装に当該危険有害化学物質の名称、その取扱い上の注意等を記載した表示をするものとする。

2 危険有害化学物質以外の化学物質を容器に入れ又は包装して譲渡又は提供する取扱事業者は、当該容器又は包装に当該化学物質の名称が識別されるような表示をするものとする。

(危険有害化学物質を譲渡又は提供される取扱事業者が講ずる措置)

第五条 危険有害化学物質を譲渡又は提供される取扱事業者は、譲渡又は提供されるときに当該危険有害化学物質に係る化学物質安全性データシートが併せて交付（電磁的方法による提供を含む。以下同じ。）されること又は既に交付されていることを確認するとともに、これを適正に管理するものとする。

2 危険有害化学物質を譲渡又は提供される取扱事業者は、化学物質安全性データシートの記載内容に配慮し、危険有害化学物質の安全な取扱いに必要な措置を講ずるものとする。

(危険有害化学物質を製造する取扱事業者が講ずる措置)

第六条 取扱事業者は、危険有害化学物質を製造する際には、当該危険有害化学物質の安全性に係る情報を収集し、その安全な取扱いに努めるものとする。

別表（第三条関係）

一 爆発性物質（詳細略）

二 高圧ガス 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガス（後略）

本指針には法律の罰則のような強制力はないかもしれませんが、以下に示すように、一部の高圧ガス製品（アセチレン、ブタン、塩素、アンモニア、CO等）は、労働安全衛生法自体の規制にあたり、同法第百十九条によって最高六月の懲役又は五十万円の罰金の罰則が科せられます。

なお、文中「アセトン」とあるのはアセチレンガスの溶媒として利用されているもので、アセトンそのものの文書交付ではなく、これを0.1%以上「含有する製剤その他の物」という中に含まれるため、溶解アセチレンそのものの文書交付が求められることがわかります。

これらのガスを取扱う販売店は、MSDSを配布する体制を整備しておく必要があります。指針の対応も含め、最も有望な方法は企業のホームページに掲載することではないかと思われます。

MSDSに関連する労働安全衛生法など

◆労働安全衛生法

（文書の交付等）

第五十七条の二 労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は第五十六条第一項の物（以下この条において「通知対象物」という。）を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付 **その他厚生労働省令で定める方法** により通知対象物に関する次の事項（前条第二項に規定する者にあつては、同項に規定する事項を除く。）を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、又は提供する場合については、この限りでない。

- 一 名称
 - 二 成分及びその含有量
 - 三 物理的及び化学的性質
 - 四 人体に及ぼす作用
 - 五 貯蔵又は取扱い上の注意
 - 六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
 - 七 前各号に掲げるもののほか、**厚生労働省令で定める事項**
- 2 通知対象物を譲渡し、又は提供する者は、前項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により、変更

後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方に通知するよう努めなければならない。

- 3 前二項に定めるもののほか、前二項の通知に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（法令等の周知）

第百一条 事業者は、この法律及びこれに基づく命令の要旨を常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けることその他の厚生労働省令で定める方法により、労働者に周知させなければならない。

- 2 事業者は、第五十七条の二第一項又は第二項の規定により通知された事項を、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で当該通知された事項に係るものを取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けること **その他の厚生労働省令で定める方法** により、当該物を取り扱う労働者に周知させなければならない。

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 三 第五十七条第一項の規定による表示をせず、若しくは虚偽の表示をし、又は同条第二項の規定による文書を交付せず、若しくは虚偽の文書を交付した者

◆労働安全衛生規則

(文書の交付)

第三十四条 法第五十七条第二項の規定による文書は、同条第一項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する際に交付しなければならない。ただし、継続的に又は反復して譲渡し、又は提供する場合において、既に当該文書の交付がなされているときは、この限りでない。

(名称等の通知)

第三十四条の二の三 法第五十七条の二第一項及び第二項の厚生労働省令で定める方法は、磁気ディスクの交付、ファクシミリ装置を用いた送信その他の方法であつて、その方法により通知することについて相手方が承諾したものとする。

第三十四条の二の四 法第五十七条の二第一項第七号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第五十七条の二第一項の規定による通知を行う者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号
- 二 危険性又は有害性の要約
- 三 安定性及び反応性
- 四 適用される法令
- 五 その他参考となる事項

第三十四条の二の五 法第五十七条の二第一項の規定による通知は、同項の通知対象物を譲渡し、又は提供する時までに行わなければならない。ただし、継続的に又は反復して譲渡し、又は提供する場合において、既に当該通知が行われているときは、この限りでない。

第三十四条の二の六 法第五十七条の二第一項第二号の事項のうち、成分の含有量につ

いては、令別表第三第一号1から7までに掲げる物及び令別表第九第一号から第六百三十三号までに掲げる物ごとに重量パーセントを通知しなければならない。この場合における重量パーセントの通知は、十パーセント未満の端数を切り捨てた数値と当該端数を切り上げた数値との範囲をもつて行うことができる。

(法令等の周知の方法)

第九十八条の二 法第一百一条第一項の厚生労働省令で定める方法は、第二十三条第三項各号に掲げる方法とする。

2 法第一百一条第二項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 通知された事項に係る物を取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けること。
- 二 書面を、通知された事項に係る物を取り扱う労働者に交付すること。
- 三 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、通知された事項に係る物を取り扱う各作業場に当該物を取り扱う労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

◆労働安全衛生法施行令

(名称等を通知すべき危険物及び有害物)

第十八条の二 法第五十七条の二第一項の政令で定める物は、別表第九に掲げる物とする。

別表第九 名称等を通知すべき危険物及び有害物(第十八条の二関係) [抜粋]

十七 アセトン

三十九 アンモニア

五十一 一酸化炭素

五十二 一酸化窒素

五十三 一酸化二窒素

百四 塩素

百十六 オゾン

二百十五 シアン化水素

三百二 臭化水素

三百三 臭化メチル

三百五 臭素

三百十一 シラン

四百八十二 ブタン

五百四十五 ホスゲン

六百九 硫化水素

六百三十四 前各号に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

◆労働安全衛生規則

(名称等を表示すべき危険物及び有害物)

第三十条 令第十八条第三十九号の厚生労働省令で定める物は、別表第二の上欄に掲げる物を含有する製剤その他の物(同欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物及び同表の備考欄に掲げる物を除く。)とする。

別表第二(第三十条関係) [抜粋]

物	含有量(重量パーセント)
アセトン	一パーセント未満
弗化水素	一パーセント未満

(名称等を通知すべき危険物及び有害物)

第三十四条の二 令別表第九第六百三十四号の厚生労働省令で定める物は、別表第二の二の上欄に掲げる物を含有する製剤その他の物(同欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物及び同表の備考欄に掲げる物を除く。)とする。

別表第二の二(第三十四条の二関係)

(平一八厚労令一八五・追加)

物	含有量(重量パーセント)
アセトン	〇・一パーセント未満
アンモニア	〇・一パーセント未満
一酸化炭素	〇・一パーセント未満
一酸化窒素	一パーセント未満
一酸化二窒素	〇・一パーセント未満
エタノール	〇・一パーセント未満
塩素	一パーセント未満
オゾン	〇・一パーセント未満
シアン化水素	一パーセント未満
臭化水素	一パーセント未満
臭化メチル	〇・一パーセント未満
臭素	一パーセント未満
シラン	一パーセント未満
ブタン	一パーセント未満
ホスゲン	一パーセント未満
硫化水素	一パーセント未満